・　指定自立訓練（機能訓練）事業所の従業者及び管理者（指定障害福祉サービス等基準第162条）
・　指定自立訓練（生活訓練）事業所の従業者及び管理者（指定障害福祉サービス等基準第171条）
・　指定就労移行支援事業所の従業者及び管理者（指定障害福祉サービス等基準第184条）
・　指定就労継続支援Ａ型事業所の従業者及び管理者（指定障害福祉サービス等基準第197条）
・　指定就労継続支援Ｂ型事業所の従業者及び管理者（指定障害福祉サービス等基準第202条）
・　基準該当就労継続支援Ｂ型事業所の従業者及び管理者（指定障害福祉サービス等基準第206条）
・　指定共同生活援助事業所の従業者及び管理者（指定障害福祉サービス等基準第213条）
・　特定基準該当障害福祉サービス事業所の従業者及び管理者（指定障害福祉サービス等基準第223条）
・　指定障害者支援施設等の従業者及び管理者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）第49条）
・　地域活動支援センターの職員（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第175号）第15条第１項及び第２項）
・　指定児童発達支援事業所の従業者及び管理者（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所支援等基準」という。）第47条第１項及び第２項）
・　指定医療型児童発達支援事業所の従業者及び管理者（指定通所支援等基準第64条）
・　指定放課後等デイサービス事業所の従業者及び管理者（指定通所支援等基準第71条）
・　指定保育所等訪問支援事業所の従業者及び管理者（指定通所支援等基準第79条）
・　指定福祉型障害児入所施設の従業者及び管理者（児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号）第44条第１項及び第２項）
・　指定医療型障害児入所施設の従業者及び管理者（児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準第57条）
・　身体障害者社会参加支援施設の職員（身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第21号）第９条第１項及び第２項）
・　地域子育て支援拠点事業に従事する者（児童福祉法第34条の11第２項）
・　発達障害者支援センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあった者（発達障害者支援法第15条）

なお、「従業者」とは、契約社員、嘱託社員、アルバイト、パートのみならず、理事、派遣労働者、ボランティア、実習生その他の当該事業者の指揮命令を受けて業務に従事する全ての者を含むものである。

4　委託先の監督【法第22条関係】

福祉関係事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、委託した個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者（以下「委託先」という。）に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

その際、個人データが漏えい、滅失又は毀損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質及び個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じ、必要かつ適切な措置を講じるものとする。

また、当該業務が再委託された場合で、再委託を受けた者が不適切な取扱いを行ったことにより問題が生じた場合は、福祉関係事業者や委託先が責めを負うこともあり得るので、再委託を行うに当たっては、福祉関係事業者への文書による通知を求めるなど、必要な措置を講じる必要がある。

なお、個人データの管理委託を伴わない場合であっても、就労移行支援事業所又は就労継続支援事業所における施設外就労などにより、当該福祉関係事業者以外の者に個人データの全部又は一部が取り扱われることとなる場合には、同様の措置を講じることが望ましい。

第７　個人データの第三者提供に関する義務

1　第三者提供の制限に関する原則【法第23条第１項関係】

福祉関係事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。仮に利用目的として、「××施設に入所者の個人情報を提供すること」と公表している場合であっても、第三者提供の制限（第23条）の規定は別途適用されるので、実際に××施設に入所者の個人情報を提供する場合には本人の同意が必要となる。

2　第三者提供の制限に関する例外【法第23条第１項関係】

次の各号のいずれかに該当する場合については、１の規定にかかわらず、個人データを第三者に提供することができる。

①　法令に基づく場合

（例）

・　保護施設を利用する被保護者について、保護の変更、停止又は廃止を必要とする事由が生じたと認めるときの、保護の実施機関への届出（生活保護法第48条第４項）
・　児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者による児童相談所等への通告（児童虐待の防止等に関する法律第６条）
・　障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者による市町村等への通報（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第７条、第16条及び第22条）
・　保育所が保護者の依頼を受けて行う、市町村への保育所入所申込書の提出（児童福祉法第24条第２項）
・　要保護児童を発見した者による児童相談所等への通告（児童福祉法第25条）
・　指定障害福祉サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合等の医療機関への連絡等（指定障害福祉サービス等基準第28条及び第64条）
・　施設障害福祉サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合等の医療機関への連絡等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第37条）
・　指定通所支援を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合等の医療機関への連絡等（指定通所支援等基準第34条）
・　指定入所支援を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合等の医療機関への連絡等（児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（第29条）
・　指定障害福祉サービスを受けている支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によって介護給付費等の支給を受け、又は受けようとしたときの市町村への通知（指定障害福祉サービス等基準第29条）
・　施設障害福祉サービスを受けている支給決定障害者が偽りその他不正な行為によって介護給付費等を受け、又は受けようとしたときの市町村への通知（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第39条）